平成１８年（排）第８号

排　除　命　令　書

山口県下関市南部町２１番１９号下関商工会館１階
オンガネジャパン株式会社
同代表者　代表取締役　岡　本　昭　宏

公正取引委員会は，上記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

1　オンガネジャパン株式会社は，取引先販売業者を通じて一般消費者に販売している「韓国岩海苔」と称する食品のり（８切１２枚３袋入り）及び「韓国味付岩海苔」と称する食品のり（８切８枚２袋入り）の取引に関し，一般消費者の誤認を排除するために，「韓国岩海苔」と称する食品のり（８切１２枚３袋入り）については平成１５年２月ころ以降，また，「韓国味付岩海苔」と称する食品のり（８切８枚２袋入り）については平成１６年１月ころ以降行っている，当該食品のりの原材料として養殖ののりを用いているにもかかわらず，あたかも，岩礁等に自生する岩のりを用いているかのように示す表示は，事実と異なるものであり，かかる表示は，当該食品のりの内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

2　オンガネジャパン株式会社は，今後，「韓国岩海苔」と称する食品のり（８切１２枚３袋入り）及び「韓国味付岩海苔」と称する食品のり（８切８枚２袋入り）又はこれらと同種の食品のりの取引に関し，前項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ，これ

を自社の役員及び従業員に周知徹底させなければならない。

3　オンガネジャパン株式会社は，今後，「韓国岩海苔」と称する食品のり（８切１２枚３袋入り）及び「韓国味付岩海苔」と称する食品のり（８切８枚２袋入り）又はこれらと同種の食品のりの取引に関し，第１項の表示と同様の表示を行うことにより，当該食品のりの内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

4　オンガネジャパン株式会社は，第１項に基づいて行った公示及び第２項に基づいて採った措置について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1　オンガネジャパン株式会社（以下「オンガネジャパン」という。）は，肩書地に本店を置き，食品のり等の販売業を営む事業者である。

2(1) オンガネジャパンは，平成１５年２月ころ以降，「韓国岩海苔」と称する食品のり（８切１２枚３袋入り。以下「韓国岩海苔」という。）を，平成１６年１月ころ以降，「韓国味付岩海苔」と称する食品のり（８切８枚２袋入り。以下「韓国味付岩海苔」という。）を，それぞれ，取引先の販売業者を通じて一般消費者に販売している。

(2) 前記(1)の食品のりは，いずれも，大韓民国に所在する事業者が製造し，オンガネジャパンが輸入業者等から仕入れているものであり，味付け加工したのりの小片が１２枚ずつ３つの小袋又は８枚ずつ２つの小袋に詰められた上で，当該小袋３袋又は２袋がそれぞれ包装袋（以下「外装袋」という。）に詰められているものであって，それぞれの外装袋には販売者としてオンガネジャパンの名称が記載されている。

3　岩のりは，岩礁等に自生するのりであり，採取量が極めて僅少であることから，希少価値があり，一般的に，養殖ののりと比較して高級感があるものとして認識されている。

4　オンガネジャパンは

(1) 韓国岩海苔の外装袋（別添写し１）の前面に「韓国岩海苔」と

(2) 韓国味付岩海苔の外装袋（別添写し２）の前面に「韓国味付岩海苔」と

それぞれ記載することにより，あたかも当該食品のりの原材料として岩のりが用いられているかのように表示しているが，実際には，原材料として岩のりは用いられておらず，養殖ののりが用いられているものである。

５　本件について，当委員会が調査を開始したところ，オンガネジャパンは，平成１８年２月１０日ころ以降，韓国岩海苔及び韓国味付岩海苔の出荷を取りやめている。

法　令　の　適　用

上記事実によれば，オンガネジャパンは，食品のりの内容について，不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（平成１５年法律第４５号）附則第１条ただし書に規定する施行の日前に係る表示にあっては，実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認されるため，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり，かかる行為は，同施行の日前に係る表示についてなお従前の例によることとする同法附則第２条の規定により，改正前の景品表示法第４条第１号の規定に，また，同施行の日以後に係る表示にあっては，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしているものであって，かかる行為は，同施行の日以後に係る表示について改正後の規定を適用することとする同法附則第２条の規定により，景品表示法第４条第１項第１号の規定に，それぞれ違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成１８年３月２３日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　柴　田　愛　子

委　員　三　谷　　紘

委　員　山　田　昭　雄

委　員　　濱　　崎　　恭　　生

外装袋　前面


ごまの風味が
香ばしい!!
韓国
岩海苔
조선김
3パックス
(주)대창식품
(주)대창식품

外装袋　裏面


名　称：味付のり
原材料名：乾のり、コーン油、食塩、ごま油
原産国：大韓民国
内容量：8切12枚×3袋入
賞味期限：枠外右下に記載
保存方法：直射日光・高温多湿を避けた冷暗所で保管してください。
輸入者：株式会社タイリョウエンタープライズ
東京都千代田区神田錦町2丁目11番地小川ビル7階
販売者：オンガネジャパン株式会社
〒750-0006
山口県下関市南部町21番19号下関商工会館1階
TEL（0832）28-2701
FAX:（0832）28-2702
取扱上の注意：開封後はなるべくお早めにお召し上がりください。開封後の保管は密封のうえ、冷蔵庫に入れ一週間以内にお召し上がりください。
内装：PET+AL+PE+SSF
外装：PP
トレー：PET
4 582137 365260
●このたびは、お買い上げいただきありがとうございました。当製品の品質には万全を期しておりますが、万一不良品やお気づきの点がございましたら、お手数ながらお買い上げ日・店名を明記の上、現品及び外装をオンガネジャパン(株)へお送りください。早速、郵送料弊社負担で良品とお取り替え致します。
賞味期限：2006.09.13
韓国
岩海苔
韓国の伝統の海苔は塩とごま油の絶妙のバランス。朝食メニューはもちろん、各種おつまみや、おやつにもぜひどうぞ！
ごまの風味が
香ばしい!!

外装袋　前面


韓国
味付
岩海苔
磯の香り、胡麻の風味
伝統の味わい
2パック入
大昌
2006.10.09까지
ROASTED SEAWEED
NET WT. 5g / 0.17oz

外装袋　裏面


韓国
味付
岩海苔
磯の香り、胡麻の風味
伝統の味わい
朝の食卓、
炊きたてのあたたかいご飯に旨い!
お昼のお弁当、
ぎゅっと握ったおむすびで旨い!
子どもたちの3時のおやつにも、
パリッと旨い!
酒のつまみに、やっぱりこの味、韓国のり。
◆お買い上げいただきありがとうございます。品質には万全を期しておりますが、万一、不良品やお気づきの点がございましたら、お手数をおかけいたしますが、御購入日、購入店名を添えオンガネジャパン株式会社まで送料弊社負担でお送りください。良品とお取り替えいたします。
名　称●味付のり
原材料名●乾のり、コーン油、食塩、ごま油
原産国●大韓民国
内容量●8切8枚×2袋入
賞味期限●裏面右下に記載
保存方法●直射日光・高温多湿を避けた冷暗所で保管してください。
輸入者●株式会社タイリョウエンタープライズ
販売者●オンガネジャパン株式会社
〒750-0006
山口県下関市南部町21-19
下関発工会館1階
TEL.0832-28-2701
FAX.0832-28-2702
取扱上の注意●開封後は、なるべくお早めにお召し上がりください。開封後の保管は密封のうえ、冷蔵庫に入れ一週間以内にお召し上がりください。
賞味期限：2006.10.09
4 562104 351205
外装：PET+AL+PE+Sシール
内装：PP
トレー：PET